相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県久慈市京の森第七地割四二番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田代　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
岩手県久慈市川崎町一二番一八号ＹＫビル一階
相続財産管理人　弁護士　齊藤　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市牛島字大野中島下段一一三番地、最後の住所秋田県秋田市茨島六丁目八番五号市営住宅一九号
被相続人　亡　今野　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
秋田県秋田市山王二丁目一一番二号
相続財産管理人　橋本　里花

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市見川二丁目三〇番地一七、最後の住所茨城県水戸市見川二丁目三〇番地の一七
被相続人　亡　廣木　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
事務所茨城県水戸市南町二丁目五番二四号　榎澤本店ビル四階
相続財産管理人　弁護士　石橋　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市西町六五〇九番地、最後の住所茨城県古河市西町二番一号
被相続人　亡　田沼拓之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
事務所茨城県古河市中央町二丁目三番五〇号いばらきＩＴセンタービル四階弁護士法人古河法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷口　友啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市矢場二丁目四二三番地、最後の住所埼玉県熊谷市江南中央二丁目七番地
埼玉江南病院　被相続人　亡　小須賀和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
埼玉県熊谷市宮町一丁目一二七番地
相続財産管理人　司法書士　菅原　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市高波四五〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岡田　松子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
富山県高岡市中川上町九番六号
相続財産管理人　本多　利光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市泉野町二丁目二四番地、最後の住所兵庫県芦屋市岩園町二九番五号　Ａ一〇一号
被相続人　亡　清水　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
金沢市大手町七番二三号藏大介法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藏　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市河間町一丁目五〇番地三、最後の住所岐阜県瑞穂市野白新田二八五番地一ロジュマンＡ―一〇一号
被相続人　亡　山下　長幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡岐南町八剣北七丁目九二番地三、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣北七丁目九二番地の三
被相続人　亡　西川　公章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
事務所岐阜県岐阜市大黒町一―一〇　吉村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉村　公一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市当目町五一番地、最後の住所滋賀県長浜市本庄町七六四番地
被相続人　亡　中澤　善文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日
滋賀県長浜市南呉服町一〇―一〇堀部ビル二階長浜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藪下　貴幸

債務引受に係るお知らせ

政府保証第13回東日本高速道路債券の債権者各位

政府保証第13回東日本高速道路債券につきましては、平成二十七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十七年十月八日
神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理　事　長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

第５期決算公告

平成27年10月8日　宮城県加美郡加美町字雁原325番地
ケイテック株式会社
代表取締役　髙橋　匡芳

貸借対照表の要旨（平成27年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,243	流動負債	3,272
固定資産	2,541	固定負債	834
有形固定資産	2,385	負債合計	4,107
無形固定資産	51	株主資本	677
投資その他の資産	104	資本金	100
		資本剰余金	211
		その他資本剰余金	211
		利益剰余金	466
		その他利益剰余金	466
		（うち当期純利益）	(16)
		自己株式	△ 100
		純資産合計	677
合計	4,785	合計	4,785